

岩船まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岩船まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、岩船地域コミュニティセンター内（村上市八日市9番8号）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、岩船地域の個性や課題に応じた活性化対策に、岩船地域に暮らす人々が知恵を出し合い、協力し合い、助け合いながら取り組み、地域の資源や特性を活かし、「心」と「絆」を大切に、岩船地域の人々が幸せや喜びを感じながら暮らせるように、活気と魅力あふれる元気な地域の創造に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関する事業
- (2) 健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 安全及び安心に関する事業
- (4) 環境の保全及び改善に関する事業
- (5) 地域資源の有効活用に関する事業
- (6) 地域の産業振興に関する事業
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関する事業
- (8) その他まちづくりに関し特に必要な事業

第2章 組織

(構成員)

第5条 協議会の構成員は、岩船地域に住所を有し、又は居住する者とする。

(賛助会員)

第6条 協議会は、協議会の趣旨に賛同する岩船地域内の法人又は各種団体を賛助会員として認め、連携して事業を実施することができる。

(代議員)

第7条 代議員は、総会の議決権を有し、各町内から区長及び区長から推薦を受けた者2名を選出し充てる。ただし、協議会の役員は、代議員になることができない。

2 区長が協議会の役員のため代議員になることができないときは、副区長を代議員として選出するものとする。

3 代議員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 欠員により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 5名
- (4) 監事 2名

2 役員は、役員会で選出し、総会の承認を得る。

(役員職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員)

第11条 協議会の実施事業を総括するために、運営委員を置き運営委員会を組織する。

- 2 運営委員は会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員により選出された委員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第12条 協議会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、会務及び会計を掌握する。
- 3 事務局には、事務局長を置くことができる。

第3章 会議

(総会)

第13条 総会は、各町内から選出された代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、協議会の目的を達成するために必要な事項を審議又は議決する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は代議員の3分の1以上の請求があったときに開催するものとする。
- 4 総会の議長および議事録署名人は、出席代議員の中から選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会の議決事項は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更
 - (2) 規約の制定及び改正
 - (3) 役員承認

- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算
- (5) その他、協議会に関する重要な事項
(役員会)

第14条 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

- 2 役員会は、役員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議又は決定する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 協議会の運営に関する事項
 - (4) 各町内及び各種団体に対する活性化支援に関する事項
 - (5) その他総会の議決を要しない会務又は予算の執行に関する事項

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、総会で決定された方針に基づき、協議会が実施する事業の総括を行い、また、各種団体が実施する事業のサポートを行う。

- 2 運営委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 運営委員会は、委員長が必要に応じ招集し、議長となる。

第4章 事業

(事業の実施)

第16条 総会で決定された方針に基づき事業部会で実施する。

(事業部会)

第17条 事業部会は、事業の運営及び実施を行う組織の総称であり、事業実施のために次の各号に掲げる専門部を設置する。また、必要に応じてプロジェクトチームを設置することができる。

- (1) スポーツ事業部
- (2) 文化事業部
- (3) 広報事業部
- 2 各専門部は、次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) 各町内から選出された代表者
 - (2) 各種関連団体の代表者
 - (3) 運営委員
 - (4) 役員会で選任した者
- 3 各専門部の部員は会長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 各専門部に部長及び副部長を置き、部員の互選により選出する。
- 5 各専門部の会議は、必要に応じて部長が召集し議長となる。
- 6 欠員により選出された部員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会計

(会計)

第18条 協議会の運営に係る経費は、地域まちづくり交付金、負担金及びその他収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(役員等の報償費)

第19条 役員及び運営委員に対し、役職又は活動日数に応じ、報償費又は費用弁償を支払うものとし、支払い範囲及び支払額に関する基準は別に定める。

第6章 議事録

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

第7章 雑則

(会長専決事項)

第21条 年度の途中において、当該年度の事業実施計画の変更若しくは予算の補正、流用又は予備費の充用が必要になったときは、会長が専決処理し役員会の了承を得て、次期総会において承認を得る。

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 協議会の事務所には、協議会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(その他)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。